

「学校いじめ防止基本方針」

大江町立大江中学校

1 はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）である。当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ」は、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという認識に立ち、児童の尊厳を保持することを目的に、町教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員は、教育活動の中で、以下の取組みを実施する。

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、生徒指導主事を中心に、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

② いじめを許さない態度・能力の育成

ア 児童（生徒）自らのまなびの場の設定

児童（生徒）の主体的な活動として、いじめ問題に対する取組みを年3回以上実施する。この取組をとおし、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（相談する）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ばせる。またその指導の際、熱心さのあまり児童（生徒）が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、全ての児童（生徒）がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかに留意し、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけ、適宜指導や助言、保護、見守りに努める。

イ いじめの起きない環境と人間関係の醸成

全校集会や学級活動などの場面で、時折いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくと共に、児童（生徒）に自尊感情など、下記の力を育成することを重視した教育活動（道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動を推進など）を展開する。

- ・自己存在感、自己有用感、自己肯定感、成功体験
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力）
- ・ストレスに適切に対処できる力
（ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどの力）

③ 指導上の注意

児童（生徒）を指導する際や授業中、教職員の言動が児童（生徒）を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するきっかけになることのないよう、指導の在り方

や言葉遣いに、細心の注意を払う。

④ 家庭・地域との連携

学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図る。また、学校、家庭、地域が、情報端末機器に関連したネットいじめを含めた、いじめの問題について協議・研修する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

(2) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「大江中学校いじめ対策協議会」を置く。

① 「大江中学校いじめ対策協議会」のメンバー構成は、下記のとおりとする。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、※●SC

○校外関係者：PTA 代表、※●教育委員会担当者、※●学校医、※●大江町健康福祉課担当者、※●主任児童委員、※●山形県警察人身安全少年課担当者

●印は、重大事態と判断された場合の「大江町いじめ問題対策協議会」のメンバーを兼ねる。

② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。

ア 年2回の定期的な会議（※印の無い校内職員と校外関係者で組織する。）と、必要に応じた臨時会議（状況に応じたメンバーで構成する。）を行い、具体的な計画の作成・取組の実施や検証・修正等を行う。

イ 校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。

ウ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

オ いじめの疑いに係る情報があった時には臨時会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。事案が複雑化していない場合の対応や日常的な活動に係る対応は、※印の委員を除く校内職員だけで行ってもよいものとする。ただしその場合でも、後日、「大江中学校いじめ対策協議会」に、対応の内容を報告する。

(3) 学校のいじめ対策を機動的なものにするために、上記「大江中学校いじめ対策協議会」の下に、校長、教頭、生徒指導担当教諭で構成する実務者部会を置く。
なお、この部会には、必要に応じて他の関係する教職員を加えることができる。

3 早期発見のために

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童（生徒）の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童（生徒）が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。そのために、次のような具体的な対応を行う。

(1) 定期的なアンケートの実施

見えにくいいじめを察知することと、児童（生徒）の人間関係や心の状態を把握するために、年10回程度のアンケート調査を実施し、その結果を担当だけでなく学年主任とその学級に関わることの多い複数の教員で共有することで、常に子どもたちの様子に気を配って行けるようにする。

①大江中では以下のような計画でアンケートを実施する。

5月上旬・・・5/2 ・身近なところから①	10月2日 ・Q-Uアンケート②
--------------------------	---------------------

5月31日 ・ Q-Uアンケート① ・ 山形県で実施するアンケート①	10月28日 ・ 山形県で実施するアンケート② ・ 身近なところから④〔教育相談に活用〕
7月中旬・・・7/21 ・ 身近なところから②	12月上旬・・・12/2 ・ 身近なところから⑤
8月下旬・・・8/29 ・ 身近なところから③	1月上旬・・・1/7 ・ 身近なところから⑥

②実施したアンケートについて、以下のような形で複数の目で見えるようにする。

各クラスでの調査 → 担任が集約 → 学年主任集約 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
*** 調査結果は、その日のうちに管理職へ報告する。**

(2) コミュニケーションによる児童（生徒）の見取り

① 定期的な教育相談や日常的な声かけ

教育相談や日常的な声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、いじめを訴えやすい学級経営や信頼関係が構築されているかを、チェックシートを活用し、定期的に点検する。

○チェックシートは、下記の内容について点検する

- ・ 教育相談等で得た児童の個人情報については、適切に扱っているか。
- ・ 児童（生徒）に対して多忙さやイライラした態度を見せていないか。
- ・ 児童（生徒）の相談に対し、「大したことではない」「いじめではない」などと、悩みを過小評価したりしていないか。

→SCより助言などいただきながら、大江中のシートを作成

② その他の場面等を生かした児童（生徒）のみとり

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

(3) 県の相談窓口の活用

県の教育相談窓口について広く周知し、学校以外にも悩みを相談することができる場所があることを認知させる。

4 「いじめ」を認知した場合の対応

(1) 素早い事実確認・報告・相談を行う。

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせた上で事実確認を行い、当該児童（生徒）へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。

ウ 児童（生徒）や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童（生徒）やいじめを知らせてきた児童（生徒）の安全（情報の出所の扱い等）を確保する。

エ いじめを行った児童（生徒）に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている児童（生徒）を徹底して守るという観点から、ためらうことなく寒河江警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき（重大事態と認知された場合）は、直ちに寒河江警察署に通報すると共に、「大江町いじめ問題対策協議会」を招集し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「大江中学校いじめ対策協議会」

に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童（生徒）の個人情報の取扱いや情報の出所等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童（生徒）や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童（生徒）の安全を確保するための組織を早急に構築する。

ウ いじめられた児童（生徒）にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、その子に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童（生徒）が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童（生徒）を別室において指導する等、いじめられた子が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、「大江町いじめ問題対策協議会」のメンバーに、協力を要請する。

エ いじめが解決したと思われる場合（①いじめ行為がやんでいる状態が3ヶ月継続・②被害者が心身の苦痛を受けていない）でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめを行った児童（生徒）及びその保護者への対応

ア 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童（生徒）を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、その子の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう努める。

イ いじめを行った児童（生徒）からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせると共に、再発を防止する。必要に応じて「大江町いじめ問題対策協議会」のメンバー等の協力を得る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応をおこなう。また、いじめを行った児童（生徒）の保護者に対しても継続的な助言を行う。

ウ いじめを行った児童（生徒）への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童（生徒）が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童（生徒）の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童（生徒）の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行い、いじめた児童（生徒）が、心理的な孤立感・疎外感を受けないよう一定の教育的配慮の下、指導を実施する。状況に応じては、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

エ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童（生徒）に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童（生徒）が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について大江町教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

ア いじめを見ていた児童（生徒）に対しても、いじめ問題における傍観者は、いじめを行った児童（生徒）と同じ立場であることを自覚させ、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持

つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童（生徒）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識の高い集団の育成に努める。

イ いじめの解決とは、加害児童（生徒）による被害児童（生徒）に対する謝罪のみで終わるものではないことを教員が十分に認識した上で、集団に指導する。また、全ての児童（生徒）が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) インターネット等によるいじめへの対応 等

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに措置（名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、学校として若しくは書き込みをされた児童（生徒）の保護者から、プロバイダに対して速やかに削除を求める申出をする。）を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童（生徒）の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに寒河江警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ 早期発見の観点から、ネット上で大江中学校をキーワードとして検索し、問題がないか調査することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

ウ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の認識の改善を図るため、学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事態とされるケース>

○児童が自殺を図った場合○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、発見者→当該学年主任・担任・生徒指導主事→教頭→校長とする。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く大江町教育委員会を通じて大江町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、「大江町いじめ問題対策協議会」の他に、必要に応じて村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

ア いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。

イ 「道徳」の充実、Q U アンケートの結果の考察と活用及び情報交換、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

7 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童(生徒)や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクルの確立

いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

8 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が児童(生徒)と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。